

## 緊急時特別規約

### 前文

本規約は、令和二年度に発生した新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、北海道学生弓道連盟規約ではまかないきれない部分を補完し、有事の際に柔軟に対応するために定めたものである。

### 第一章 総則

第一条 本規約は、緊急時特別規約と称する。

第二条 本規約は、北海道を含む日本国内及び世界規模での災害・感染症等の有事の際に、北海道学生弓道連盟に加入している学生並びに関係者の安全を守ることを目的とする。

第三条 北海道学生弓道連盟加盟校（以後、加盟校とする）並びに北海道学生弓道連盟役員（以降、役員とする）に選出されている者は本規約の発動要請を行う権利を有する。本規約に関する責任は、連盟委員長に付随する。

### 第二章 発動が可能な条件

#### 第五条

本規約は次の場合発動することができる。

一、北海道を含む日本国内において未曾有の災害・感染症の全国的拡大が起ったと政府が判断した場合

二、日本国政府もしくは北海道より緊急事態宣言や緊急事態宣言に類する発表があった場合

三、加盟校の三分の一以上から連盟委員長へ文書または直接本規約の発動要請があった場合

四、役員総数の三分の一以上から連盟委員長へ文書または直接本規約の発動要請があった場合

② 前項二、日本国政府もしくは北海道より緊急事態宣言や緊急事態宣言に類する発表があった場合は、行政の指示に従い、役員会・連盟委員会の承認を得ることなく、超法規的措置として連盟委員長は、加盟校が開催している練習試合を含む北海道学生弓道連盟主催行事の一切若しくは一部を延期または中止にすることができる。但し、場合によっては委員長の越権行為とも受け取ることができするため、発動の際には十分留意の上、役員会・加盟校へ詳細な説明を行う義務が生じる。

③ 前項②は、緊急性の高い事案でのみ使用することを推奨する。基本的には、後述する採決方法での対応が望ましい。

第六条 連盟委員長は第五条に該当する事柄が起った場合、

連盟委員会もしくは役員会において可及的速やかに審議し結論を出さなければならない。

一、時間的余裕がある場合は連盟委員会において審議・採決を行う

二、時間的余裕がない場合は役員会において審議・採決を行う

三、役員会のみでの採決となった場合、連盟委員長は本規約発動の可否を問わず説明責任を負う

② 連盟委員会・役員会の招集方法及び採決の方法は北海道学生弓道連盟規約に準ずる。

## 第七条

本規約は、連盟委員長の独断で発動することはできない。連盟委員長が第五条以外の理由で発動する必要があると判断した場合、役員会において審議・採決を行い連盟委員会にて審議し承認を得なければならない。

② 時間的余裕がない場合は、役員会での承認が得られれば本規約を発動することができる。この場合、連盟委員長は本規約発動の説明責任を負う。

③ 時間的余裕の判断は連盟委員長に一任する。

④ 連盟委員会・役員会の招集方法及び採決の方法は北海道学生弓道連盟規約に準ずる。

## 第八条

本規約が発動した場合、必要な政策に関することは全て役員会でのみ審議・採決を行うことを可能とする。

② 本規約発動後、役員会において決定された事は原則覆らない。

本規約が及ぶ範囲は次に記載する範囲でのみ有効とする。

## 第九条

一、北海道学生弓道連盟が主催している全ての行事  
二、加盟校が行っている各種練習試合  
三、インカレを含む各種大会の代表校選出に関すること

## 第一〇条

第九条の定める範囲を超える決定は連盟委員長の越権行為である為原則認めない。但し、第九条の定める範囲外で北海道学生弓道連盟の関係者に被害等が及ぶ危険性がある場合は役員会において三分の二以上の承認の元これを認める。

## 第四章 各種行事

### 第一節 練習試合

## 第一条

本規約発動後、連盟委員長は加盟校が開催している練習試合に介入することができる。

② 開催が危険であると判断した場合、練習試合の延期もしくは中止を決定することができる。

## 第三章 有効範囲

③ 前項を実行する場合は役員会において三分の二以上の承認を受ける必要がある。

## 第二二条

第一条②は全加盟校に同時に適用するものとする。

② 特定の学校だけに第一条②を適用するなどの例外は一切認めない。

## 第二節 北海道学生弓道講習会

## 第一三条

本規約発動後、連盟委員長は北海道学生弓道講習会の開催を中止にすることができる。

② 前項を実行する場合は役員会において三分の二以上の承認を受ける必要がある。

## 第三節 全道学生弓道選手権大会

## 第一四条

本規約発動後、連盟委員長は全道学生弓道選手権大会の開催を一部中止もしくは全てを中止にすることができる。

② 前項を実行する場合は役員会において三分の二以上の承認を受ける必要がある。

## 第一五条

大会を一部中止にする場合は大会委員長と協議の上、大会要項を検討し役員会において三分の二以上の承認を受ける必要がある。

② 大会実施にあたり何か問題が生じた場合は、連盟委員長と大会委員長の協議のもと判断する。

## 第一六条

全道学生弓道選手権大会が中止となり、選抜大会の選考が行えなかった場合の対応は次の通りである。

一、争覇戦が開催可能であるならば、争覇戦のみの記録で選抜大会出場校を選出する

二、全日本学生弓道連盟から何らかの指示等が出された場合、優先してそれに従うこと

## 第四節 全道学生弓道争覇戦

## 第一七条

本規約発動後、連盟委員長は全道学生弓道争覇戦の開催を一部中止もしくは全てを中止にすることができる。

② 前項を実行する場合は役員会において三分の二以上の承認を受ける必要がある。

## 第一八条

大会を一部中止にする場合は大会委員長と協議の上、大会要項を検討し役員会において三分の二以上の承認を受ける必要がある。

② 大会実施にあたり何か問題が生じた場合は、連盟委員長と大会委員長の協議のもと判断する。

## 第一九条

全道学生弓道争覇戦が開催中止となり、全日本学生弓道(女子)王座決定戦(以後、王座とする)・(女子)東西対抗戦(以後、東西とする)の選考ができなかった場

合の対応は次の通りである。

- 一、同年に開催された全道学生弓道選手権大会の優勝者と優勝校に王座・東西に出場できるか確認する
- 二、出場可能な場合は、同年に開催された全道学生弓道選手権大会の優勝者と優勝校が王座・東西に出場する
- 三、出場不可の場合は、二位の者が出場できるか確認し、可能であれば出場する
- 四、以下、同様にして王座出場校及び東西出場者が決定するまで順位を下げていく  
但し、団体戦はトーナメント方式を採用しているため順位の下げ方はトーナメント的中順とし、そこまでで出場可能なものが居なければ出場を辞退する
- 五、順位を下げていく中で同中となった場合、上位リーグ所属の大学を選出する  
所属リーグが同じ場合は、予選二立の的中が高い大学を選出する  
予選の中も同中の場合は、各団体の大前より予選二立の合計的の中が高い方の大学を選出する  
大前で決まらなかった場合は、二的、三的、落前大落と続ける

## 第二〇条

- それでも決まらなかった場合は、連盟委員長・大会委員長立会いの下、該当大学より一名ずつ選出し決中競射を行う  
決中競射が出来ない状況の場合は、王座の出場を辞退する
- 六、決中競射の方法は北海道学生弓道大会規約第二八条に準ずる
  - 七、同年に全道学生弓道選手権大会を開催できず王座・東西の選考記録が無い場合は、王座及び東西の出場を辞退する
  - 八、王座・東西の出場に関して、全日本学生弓道連盟より何らかの指示や対応策が出された場合は、優先してその指示に従うこと
- 全道学生弓道争覇戦が開催中止となり、選抜大会の選考が行えなかった場合の対応は次の通りである。
- 一、同年に全道学生弓道選手権大会が開催できている場合、男女共に団体成績上位二校が出場権を獲得する
  - 二、出場辞退の場合は、三位の学校が出場できるか確認し可能であれば出場権を得る
  - 三、以下、同様にして出場校が決定するまで順位を下げていく  
但し、団体戦はトーナメント方式を採用している

るため下げ方はトーナメント的中順とし、そこまで出場可能なものが居なければ出場を辞退する

四、順位を下げていく中で同中となった場合、上位リーグ所属の大学を選出する

所属リーグが同じ場合は、予選二立の的中が高い大学を選出する

予選の中も同中の場合は、各団体の大前より予選二立の合計的の中が高い方の大学を選出する

大前で決まらなかった場合は、二的、三的、落前大落と続ける

それでも決まらなかった場合は、連盟委員長・大会委員長立会いの下、該当大学より一名ずつ選出し決中競射を行う

決中競射が出来ない状況の場合は、選抜大会への出場を辞退する

五、決中競射の方法は北海道学生弓道大会規約第二八条に準ずる

六、同年に全道学生弓道選手権大会が開催できず選抜大会の選考記録が無い場合は、選抜大会の出場を辞退する

七、全日本学生弓道連盟より何らかの指示や対応策が出された場合は、優先してその指示に従うこと

と

## 第五節 新人戦

### 第二一条

本規約発動後、連盟委員長は全道学生弓道新人戦の開催を一部中止もしくは全てを中止にすることができる。

### ②

前項を執行する場合は役員会において三分の二以上の承認を受ける必要がある。

### 第二二条

大会を一部中止にする場合は大会委員長と協議の上、大会要項を検討し役員会において三分の二以上の承認を受けなければならない。

### ②

大会実施にあたり何か問題が生じた場合は、連盟委員長と大会委員長の協議のもと判断する。

## 第六節 全日本学生弓道選手権大会（インカレ）

### 第二三条

道内において全日本学生弓道選手権大会へ代表校を出すことができない状況になった場合、役員会において三分の二以上の承認のもとこれを辞退することができる。

### ②

前項の代表校を出せない状況とは次の通りである。

一、感染症や災害等が理由で正加盟校の三分の二以上から連盟委員長へ出場辞退の連絡があった場合

合

二、感染症や災害等が理由で連盟委員長が代表校を出すことはできないと判断した場合

但し、連盟委員長は役員会へ提案をすることは可能であるが、独断で出場を辞退することはできない

第二四条 第二三条が可決された場合、全日本学生弓道連盟規約に定める「インカレに三回以上連続で欠場」に抵触する恐れがある為、連盟委員長は全日委員長に辞退の旨を報告すると同時に、全日規約の適応を取り止めて貰えるように交渉する義務が生じる。

#### 第七節 本土の状況が悪い場合

第二五条 北海道において各大会の代表校を選出できたが、本州において未曾有の災害や感染症が蔓延していた場合、北海道より代表校の出場を辞退することができる。

② 前項を実行する場合は役員会において三分の二以上の承認を受け、出場校の了承を得る必要がある。

#### 第二七条

故意に連盟委員長や大会委員長へ報告せず、感染の事実を隠蔽した状態で大会に出場した事実が判明した場合や、明らかに他大学への被害が見込まれる状況で連盟委員長や大会委員長の制止を無視して大会に参加した場合は、連盟側から該当校へ罰則を科す事が出来る。大会を開催する予定で、感染症や災害により大会に参加できない大学がある場合の対応は次の通りである。

#### 第二八条

第二六条 大会開催予定で大会前に部内に感染症の発症者が出た

### 第五章 大会開催時の対応

## 第六章 抑止

一、連盟委員長は加盟校の内、三分の一以上の大学が大会に参加できなかった場合、大会委員長と協議の上大会を延期にすることができる

但し、大会を延期にする場合は役員会において

三分の二以上の承認を受ける必要がある

二、延期不可と判断した場合、本規約第三章に基づき大会を中止にする

### 第三〇条

連盟委員長は、大会委員長を含む役員が本規約の私的乱用やそれに準ずる行為を行った場合、該当者に嚴重注意を行う義務がある。

② 二度嚴重注意を行っても改善されない場合、該当者に対して罰則を科す事が出来る。

### 第三一条

連盟委員長が本規約の私的乱用やそれに準ずる行為を行った場合、連盟役員は連盟委員長に対し嚴重注意を行う義務が生じる。

② 連盟委員長が二度目の違反を行った場合、連盟委員長

に対して罰則を科し、本規約に関する全権を次期連盟委員長に譲渡する。例外は一切認めない。

③ 連盟委員長が二度違反し、次期連盟委員長に本規約の全権が譲渡された場合、次期連盟委員長は譲渡の経緯を加盟校へ説明する義務が生じる。

### 第三二条

第六章における嚴重注意の基準は次の通りである。

一、加盟校の三分の一以上から連盟委員長もしくは役員が私的乱用をしている・私的乱用の疑いがあると直接または文書で指摘を受けた場合

二、役員名の三分の一以上から連盟委員長もしくは役員

### 第二九条

大会を開催する予定で、大会主管・副主管校で感染症等が発生し、業務遂行が不可能となった場合の対応は次の通りである。

一、主管校の場合は大会委員長が、副主管校の場合は大学の代表者が連盟委員長に報告する義務が生じる

二、他の加盟校の協力等があれば運営可能であると

連盟委員長及び大会委員長が判断した場合は大会をそのまま開催する

三、運営不可能と判断した場合、連盟委員長は大会委員長と協議の上大会を延期にすることができる

但し、大会を延期にする場合は役員会において

三分の二以上の承認を受ける必要がある

四、延期不可と判断した場合、本規約第四章に基づき大会を中止にする

員が私的乱用をしている・私的乱用の疑いがあると直接または文書で指摘を受けた場合

三、連盟委員長が、役員が私的乱用をしている・私的乱用の疑いがあると感じ、十分な証拠と説明ができる場合

### 第三三条

第三二条に定める事柄が起きた場合、連盟委員長もしくは次期連盟委員長が調査を行い加盟校及び役員会において報告を行う義務が生じる。

② 役員会では、役員のおよそ三分の二以上の承認をもって該当者に嚴重注意を行う。罰則に関しては後述する。

## 第七章 罰則規定

### 第三四条

第二七条に違反した場合の対応は次の通りである。

一、連盟委員長及び大会委員長が明確に違反しているとの認識で意見が一致した場合に第三四条を發動する権利が付与される

二、役員会において、該当団体もしくは該当者を除き全会一致をもって該当団体もしくは該当者を一年間の大会出場停止処分を科す

三、全会一致とならなかった場合、三分の二以上の承認があれば該当団体もしくは該当者に対し、一百万円の罰金処分を科す

② 役員会は、採決を取る前に該当団体もしくは該当者に弁明する機会を与えなければならない。

第五章に定める連盟委員長及び役員に対し、嚴重注意の回数が規定回数まで達した場合の罰則は次の通りである。

### 第三五条

一、連盟委員長が二度目の違反となった場合、連盟委員長を除く役員会の全会一致をもって一百万円の罰金処分を科す

二、役員が三度目の違反を行った場合、該当者を除く役員会の全会一致をもって一百万円の罰金処分を科す

### 第三六条

加盟校（大会委員長・大会主管・副主管校含む）が、連盟委員長や大会委員長の指示を無視する、本規約に定める義務違反等があった場合の対応は次の通りである。

一、一度目の違反の場合、連盟委員長権限により該当校もしくは該当者に対し警告を行い、大学名・名前・警告の理由を役員会内において共有する

二、二度目の違反の場合、連盟委員長権限により該当校もしくは該当者に対し嚴重注意を行い、大学名・名前・嚴重注意の理由を役員会内において共有する

三、三度目の違反の場合、連盟委員長は役員会の全会一致をもって該当校に罰金一百万円、該当者に



は罰金五千円をそれぞれ科す

四、四度目の違反となった場合、連盟委員長は該当団体もしくは該当者を除き役員会の全会一致をもって該当校もしくは該当者を一年間の大会出場停止処分を科し、加盟校に対して事の経緯を説明する義務が生じる

② 役員会は、採決を取る前に該当団体もしくは該当者に弁明する機会を与えなければならない。

二〇二〇年二月五日 制 定

【附則】

② 承認を必要とする。  
連盟委員会において承認された場合、連盟委員長は後進のため本規約【附則】に改正した日付と場合によっては改正した内容を記述する義務が生じる。

## 第八章 雑 則

### 第三七条

本規約では対応できない事態に直面した場合、役員会において三分の二以上の承認があれば、当年限り有効な規約を制定することができる。

② 役員会において承認された場合、連盟委員長は後進のため本規約【附則】に制定した日付と制定した内容を記述する義務が生じる。

### 第三八条

本規約の有効期限は、本規約発動時の連盟委員長の任期中のみ有効であり、連盟委員長は本規約の発動宣言と終了宣言を行う義務が生じる。但し、罰則規定に定める大会出場停止処分に関してはその限りではない。

### 第三九条

本規約の改正を必要とする場合、役員会において審議の後、連盟委員会に於いて連盟役員の三分の二以上の